

「溶接ヒューム」が特定化学物質（第2類）へ追加されたことに伴い 注意すべき事項について

佐賀労働局労働基準部健康安全課

- 1 溶接ヒュームの濃度の測定(特化則第38条の21第2項、測定等告示第1条)
現に継続して金属アーク溶接作業等を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに、労働者の身体に装着する試料採取機器等により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
- 2 換気装置の風量の増加等(特化則第38条の21第3,4項)
溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加、溶接方法や材料の変更、集じん装置による集じん等の措置を講じなければならない。
- 3 呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる(特化則第38条の21第6項、測定等告示第2条)
溶接ヒュームの濃度測定の結果、「要求防護係数」を計算し、要求防護係数を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を選定し、労働者に使用させなければならない。
- 4 フィットテストを実施する(特化則第38条の21第7項、測定等告示第3条)
面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合は、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具の適切な装着の確認（フィットテスト）を行わなければならない。
- 5 記録を保存する(特化則第38条の21第7項~8項)
測定やフィットテストを行った時は、必要事項を記録し、3年間保存しなければならない。
- 6 特定化学物質作業主任者の選任(特化則第27条,第28条)
金属アーク溶接等作業（屋外作業、屋内作業を問いません。）については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、所定の事項を行わせなければならない。
本規定は、令和4年3月31日まで経過措置があり、令和4年4月1日から適用されます。
- 7 特定化学物質健康診断の実施(特化則第39条~第42条)
金属アーク溶接等作業（屋外作業、屋内作業を問いません。）に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に規定の事項について特定化学物質健康診断を実施しなければならない。
また、金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施も必要です。

8 その他

金属アーク溶接等作業について、新たに次の規定等が適用されます。

- ・ 安全衛生教育(雇入れ時・作業内容変更時)(安衛則第 35 条)
- ・ ぼろ等の処理(特化則第 12 条の 2)
- ・ 不浸透性の床(特化則第 21 条)
- ・ 関係者以外の立入禁止措置(特化則第 24 条)
- ・ 運搬貯蔵時の容器等の使用等(特化則第 25 条)
- ・ 休憩室の設置(特化則第 37 条)
- ・ 洗浄設備の設置(特化則第 38 条)
- ・ 喫煙又は飲食の禁止(特化則第 38 条の 2)
- ・ 有効な呼吸用保護具の備え付け等(特化則第 43 条,第 45 条)